



2020. 10. 15

社会保険労務士
行政書士

曾我 浩

千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail : soga@sogaoffice.jp(曾我宛)
: info@sogaoffice.jp(事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

過労死件数トップは運送業 要注意業界は建設業 11月は「過労死等防止啓発月間」 過労死認定基準は「長時間労働」

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。全国で「過労死等防止対策シンポジウム」が開催されます。過労死事件として有名な電通の事件では、労働基準監督署は労働時間の長さを判断基準として労災認定を行い、パワハラ・セクハラについては考慮要素としていません。過労死かどうかを判断するうえで、労働時間は重要なポイントとなります。

過労死の認定要件としては、以下の3つがあげられます。

- ①「異常な出来事」 例: 重大な人身事故
- ②「短期間の過重業務」 例: 精神的緊張を伴う業務
- ③「長期間の過重業務」 例: 発症前1か月間で残業100時間あるいは2～6か月平均80時間を超える残業

①と②の判断ははっきりとした基準がなく、労基署の担当者はこれらを理由に労災認定をしない傾向にあります。一方で、労働時間は客観的に算定することができ、証明が容易です。労働時間で問題となりやすいのは、運送業や建設業です。運送業、建設業の過労死対策で唯一必要なものは労働時間短縮と言ってもよいでしょう。

運送業は労働時間がわかりやすく証明が容易です。建設業については、労働時間の把握が不十分な傾向にあり、労働者の申告が重要な考慮要素となります。

能力不足により発生した待機時間も労働時間であり、労働時間が過労死ラインを越えれば過労死認定されます。労災保険では慰謝料はカバーされないため、1億を超えるような額を支払うケースもあります。

過労死された方に共通することは、有給休暇を全く取得していないことです。有給の取得は義務化されており、適切な管理をすることが今後ますます重要となっています。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

労働基準法の改正により、**法定の年休付与日数が10日以上**の全ての労働者に対し、**毎年5日間、確実に年休を取得させることが事業主の義務**となりました。違反すると一人につき**30万円以下の罰金刑**があります。

また、1年間で5日の範囲内で年休の時間単位での取得が可能となりますが、時間単位での取得分については、本改正で確実に取得が必要な5日間から差し引くことができませんのでご注意ください。

令和2年度最低賃金額改定額

10月以降の地域別最低賃金

発効年月日

千葉	923円⇒925円	(2円up)	10月1日
東京	1,013円⇒1,013円	(据え置き)	-
埼玉	926円⇒928円	(2円up)	10月1日
茨城	849円⇒851円	(2円up)	//
神奈川	1,011円⇒1,012円	(1円up)	//
高知	790円⇒792円	(2円up)	10月3日

今年度の**引上げ額の全国加重平均は1円**(去年は27円)となり、一部を除いて1～3円の微増となりました。

10月は中退共制度の「加入促進強化月間」です

中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の定着を図るためにできた制度です。退職金制度があることにより、従業員が安心して働けるようになり、社員定着と生産性の向上につながります。

また、国の制度であるため、確実に退職金が支払われ、税制上の優遇措置を受けることもできます。

一般の中小企業を対象とする制度のほか、特定業種退職金共済制度として、建設業、清酒業、林業を対象とした制度もあります。中退共制度についての詳細は、当事務所にお問い合わせください。

～協会けんぽ～ 扶養家族の調査が10月以降に行われます！

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するため、毎年、被扶養者資格の再確認を行っています。なお、被扶養者の要件に日本国内に住所を有することが追加されることになりました。

【リスト等の送付期間】 令和2年10月上旬～令和2年10月下旬(予定)

【リスト等の提出期限】 令和2年11月30日(月)

すでに被扶養者資格を喪失していると分かった場合は、協会けんぽからの扶養調書の書類を待たずに削除の手続きを行いますので、早めに**当事務所へご連絡ください**。

事務所移転のお知らせ

2020年9月28日より、曾我社会保険労務士事務所は移転しています。移転先住所は下記のとおりです。

千葉県千葉市花見川区幕張本郷1丁目2番24号 幕張本郷相葉ビル702